

# 資料編

## 開示項目の概要

信用金庫法施行規則等に基づき、開示が必要とされる各項目については、本誌中の以下の頁に記載しております。



2023年度新入職員入社式

### 単体(信用金庫法施行規則第132条等に基づく開示項目)

#### 1.金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織	57
(2)理事・監事の氏名及び役職名	57
(3)会計監査人の氏名又は名称	28
(4)事務所の名称及び所在地	57～58

2.金庫の主要な事業内容	24
--------------	----

#### 3.金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	5～7
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
①経常収益	33
②経常利益	33
③当期純利益	33
④出資総額及び出資総口数	33
⑤純資産額	33
⑥総資産額	33
⑦預金積金残高	33
⑧貸出金残高	33
⑨有価証券残高	33

⑩単体自己資本比率	33
⑪出資に対する配当金	33
⑫職員数	33
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)	33
イ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	33
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利潤	34
エ.受取利息及び支払利息の増減	34
オ.総資産経常利益率	34
カ.総資産当期純利益率	34
②預金等に関する指標	
ア.流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高	35

イ.固定金利定期預金及び変動金利定期預金 及びその他の区分ごとの定期預金の残高	35
③貸出金等に関する指標	
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	35
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高	35
ウ.担保の種類別の貸出金残高及び 債務保証見返額	36
工.使途別の貸出金残高	36
オ.業種別の貸出金残高及び 貸出金の総額に占める割合	36
カ.預貸率の期末値及び期中平均値	34
④有価証券等に関する指標	
ア.商品有価証券の種類別の平均残高	37
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高	37
ウ.有価証券の種類別の平均残高	37
エ.預証率の期末値及び期中平均値	34
<b>4.金庫の事業の運営に関する事項</b>	
(1)リスク管理の体制	19～20
(2)法令遵守の体制	21
(3)中小企業の経営改善及び地域活性化のための 取組状況	8～16
ア.「金融仲介機能のベンチマーク」に関する開示	10～14
イ.「経営者保証に関するガイドライン」への取組み	12
(4)金融ADR制度への対応	23
<b>5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況</b>	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	27～31
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④の 合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7
②危険債権	7
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	7
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	7
⑤正常債権	7
(3)自己資本の充実の状況について 金融庁長官が別に定める事項	39～45
合計額	50～52
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は 契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	37～38
②金銭の信託	38
③第102条第1項第5号に掲げる取引	38
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	41
(6)貸出金償却の額	42
(7)金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	28
6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は 財産の状況に重要な影響を与えるものとして 金融庁長官が別に定めるもの	32
7.退職給付会計に関する事項	32
※直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成 に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	28
<b>連結(信用金庫法施行規則第133条等に基づく開示項目)</b>	
1.子会社等の概況に関する事項	58
2.直近の2連結会計年度における財産の状況	
自己資本の充実の状況について金融庁長官が 別に定める事項(連結自己資本比率)	46～49 50～52
<b>自己資本の充実の状況について金融庁長官が 　　別に定める事項(バーゼルⅢ)</b>	
<b>I.単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の 　　開示事項</b>	
1.自己資本の構成に関する開示事項	39
<b>2.定量的な開示事項</b>	
(1)自己資本の充実度に関する事項	40
(2)信用リスクに関する事項	41～42
(3)信用リスク削減手法に関する事項	43
(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	43
(5)証券化エクスポートジャーナーに関する事項	44
(6)出資等エクスポートジャーナーに関する事項	44～45
(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポートジャーナーに関する事項	45
(8)金利リスクに関する事項	45
(9)オペレーショナル・リスクに関する事項	45
<b>II.連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度 　　の開示事項</b>	
1.自己資本の構成に関する開示事項	46
2.定量的な開示事項	47～49
<b>III.定性的な開示事項</b>	50～52
<b>信用金庫法及び金融再生法に基づく債権の状況</b>	
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	7
<b>業界申し合わせ事項</b>	
総代会に関する情報開示	55～56

※記載計数で「-」は、該当計数がないことを表示しています。  
※記載計数で「0」は、該当計数があるものの、単位未満であることを表示しています。  
※記載計数は原則として、単位未満を切り捨てて表示しています。